

第8回 鬼北町農業委員会総会 議事録

1. 開催日時 平成30年2月22日(木) 午後1時30分～午後2時40分

2. 開催場所 中央公民館 3階 大会議室

3. 出席委員(10名)

1	高田洋一	2	赤松拓也	3	松岡照明	5	二宮正宏
7	高田光一	8	芝貞弘	9	古用敏彦	10	山本一人
11	清家壽秋	14	川平定計				

4. 欠席委員(4名)

4	中平勝則	6	有田亜佳	12	青木武司	13	谷口雄記
---	------	---	------	----	------	----	------

5. 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名について

日程第2 議案第37号 農地法第3条の規定による許可申請について

日程第3 議案第38号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

日程第4 議案第39号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による
鬼北町農用地利用集積計画(案)の決定について

日程第5 議案第40号 平成30年春季農業機械利用料金の設定について

6. 農業委員会事務局職員

局長	松本秀治	次長	坂本誠	主事	毛利巧
----	------	----	-----	----	-----

7. 会議の概要

事務局	<p>定刻となりましたので、ただ今から第8回鬼北町農業委員会総会を始めさせていただきます。</p> <p>皆様ご起立をお願いします。</p> <p>一同、礼。</p> <p>よろしくお願いいたします。</p> <p>ご着席ください。</p> <p>それでは開会の挨拶を川平会長よりいただきたいと思います。</p>
会長	<p>1月の総会では暖冬とお話しましたが、2月に入り大豪雪が続きまして、それに併せて今週の天気は気温が非常に低い日が続き、全地域で水道管の凍結被害が発生しました。このようなことから鬼北町で断水した地域がでたということであります。</p> <p>今日から椿さんということで、これを抜けると大体春を迎えるということですので、これで雪はないのかなと安堵しているところであります。</p> <p>今日は第8回農業委員会総会ということで、それぞれ事前に資料が届いていますので、その内容に従いまして協議をしていただきたいと思います。</p> <p>よろしくお願いいたします。</p>
事務局	<p>ありがとうございました。</p> <p>これから議事の進行につきましては、会議規則第7条によりまして、会長が執り行います。</p> <p>よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>ただいまの出席委員は、10名であります。</p> <p>中平勝則委員、有田亜佳委員、青木武司委員、谷口雄記委員から欠席の連絡を受けています。</p> <p>また推進委員の鎌田正信委員からも欠席の連絡を受けています。</p> <p>欠席者は多いですが定数に達しておりますので、これより第8回鬼北町農業委員会総会を開会いたします。</p>
議長	<p>これより本日の会議を開きます。</p> <p>お手元に本日の議案書の差し替えがございますので確認をお願いします。</p> <p>本日の議事日程は、先日配布してあります次第のとおりといたします。</p> <p>各委員のご協力をお願いします。</p>
議長	<p>日程第1 「議事録署名委員の指名について」</p> <p>鬼北町農業委員会会議規則第39条の規定により、本日の議事録署名委員に1番 高田洋一委員、2番 赤松拓也委員、以上の両委員を指名いたします。</p> <p>よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>日程第2 議案第37号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。</p> <p>それでは順位1番について、高田洋一委員より説明願います。</p>
高田委員	<p>議席番号1番 高田です。</p> <p>議案第37号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位1番につ</p>

	いて説明をします。
	【議案書に基づき、議案第37号 順位1番 説明】
高田委員	<p>2月19日に譲受人、事務局2名、赤松農業委員、私の計5名で現地調査を行いました。</p> <p>譲渡人には2月16日に電話をしまして、当日立会ができないということなので、売り渡すことの確認をしています。</p> <p>続いて現地調査で確認しました内容を調査書に基づき報告をします。</p>
	【調査書に基づき、議案第37号 順位1番 説明】
高田委員	<p>第1号「全部効率要件」についてですが、この方〇〇に農地を持っていますが、約7アールにつきましては耕作がなされておらず耕作放棄地の状態であります。</p> <p>次に□□に農地がありますが、□□には約4反の農地があり一部は柚子が栽培されています。</p> <p>また、もう一部は建設機械が置かれており造成中といった形で耕作がされておられません。</p> <p>このほか町内には△△と××に農地があります。</p> <p>次に農業機械の所有状況であります。本人から聞き取った結果、トラクター1台と草刈機を普通タイプのものを4台、それと押すタイプのものを1台所有しているとのことでありました。</p> <p>なお今回譲り受けた農地には柚子を植えたいということでありました。現在柚子畑を●●と▲▲に所有しており、規模拡大したいとのことでありました。</p> <p>しかし先ほど説明しましたとおり、新たに農地を購入しなくとも〇〇や□□に遊休農地がありますので、そこに柚子を植えることも可能であると考えられます。</p> <p>以上より譲受人は耕作が成されていない農地があり、また農業機械の所有状況からみて、権利取得後において農地の全てを効率的に利用して耕作すると認められないと考えられます。</p> <p>次に第2号「農地所有適格法人以外の法人」、第3号「信託」については該当ありませんので「適」であります。</p> <p>続いて第4号「農作業常時従事」については現地調査の聞き取りでは〇〇と〇〇で柚子を栽培しており、1年間の大半、300日以上従事しているとのことでした。</p> <p>ただ柚子の単作で300日以上従事する必要性があるとは考えられにくいと思います。</p> <p>一般的に多品目栽培、複合経営でしか300日を超えると考えられませんので疑問を感じております。</p> <p>また柚子の栽培技術等について質問をいたしました。曖昧で知識が乏しいと感じました。</p>

	<p>さらに柚子を栽培されている□□と●●の農地で農家の方に聞きましたが、譲受人を柚子畑で見かけたことはないとのことでした。</p> <p>私の調査では譲受人が年間300日以上農業に従事していることの信憑性に疑問を感じていまして、「適」か「否」か判断しづらい状況であります。</p> <p>第5号「下限面積」については、今回の取得面積を含め9,623㎡となり、鬼北町が設定する下限面積3,000㎡を超えておりますので、「適」です。</p> <p>第6号「転貸禁止」については、申請地は譲渡人の所有地であり、転貸とはならないので、「適」であります。</p> <p>第7号「地域調和」については、特に問題なく「適」であります。</p> <p>以上、農地法第3条第2項各号に該当するものがあり、許可要件のすべてを満たしていないことを報告します。</p> <p>ご審議のほどよろしくお願ひします。</p> <p>なお事務局から補足説明がありましたらよろしくお願ひします。</p>
議 長	事務局、補足説明がありましたらお願ひします。
事 務 局	<p>事務局から補足説明をします。</p> <p>先ほど高田洋一委員から耕作放棄地があると報告がありましたが、報告だけでは判断しにくいと思いますので、事務局のほうで現地の写真を撮影し、まとめています。</p> <p>今からお配りしますので、確認していただけたらと思います。</p>
	【資料を配布】
事 務 局	<p>お配りした資料について事務局から説明をします。</p> <p>現況の写真は2月14日に撮影されたものになります。</p> <p>まず1枚目ですが□□の航空写真で赤枠に囲まれた部分が譲受人所有農地になります。</p> <p>2、3枚目が□□の現況になります。</p> <p>先ほど高田洋一委員から説明がありました建設機械が確認できます。</p> <p>また、造成されているように確認できますが農地原形変更届は提出されていません。</p> <p>1枚めくり、4枚目をご覧ください。</p> <p>○○の航空写真で赤枠に囲まれた部分が譲受人所有農地になります。</p> <p>もう1枚めくっていただきまして5、6枚目が○○の現況になります。</p> <p>また6枚目の下の写真が××の譲受人所有農地になります。</p> <p>最後の7枚目の航空写真で赤枠に囲まれた部分になります。</p> <p>外に△△にも農地を所有していますが、○○月の総会で譲受人が代表を務めている法人に貸していますので、写真は撮っていません。</p> <p>お配りした資料について分からないことがありましたら質問をお願ひします。</p>
	(質問、意見等なし)

議長	ただ今、担当委員からの説明と事務局からの補足説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。 ご意見ありませんか。
	(質問、意見等なし)
議長	現地調査で確認をした農業委員からは農業機械の所有状況から農地の管理は難しいのではないかとということと、従事日数についても経営面積、作物の内容から見て300日以上はないのではないかと報告がありましたが、ご意見ありませんか。
山本委員	はい。
議長	山本委員。
山本委員	議席番号10番、山本です。 譲受人は今回の申請地は法人で使われるのでしょうか、個人で使われるのでしょうか。
議長	高田委員。
高田委員	高田です。 今回の申請は法人ではなく個人からの申請になりますので、個人が耕作することになります。 ただ先ほど説明したように私としては、個人で耕作している農地はなく、農業委員会を通さずに別の農家の方が耕作されていたり、遊休農地が存在している状況です。
議長	補足の資料も出たわけですが、資料に基づいて、この案件について各委員のご意見もないようですので採決します。
清家委員	ちょっとかまいませんか。
議長	清家委員。
清家委員	議席番号11番、清家です。 先ほどの話で今回の申請地以外で所有農地に柚子を植えたらいいという話がありましたが、所有農地に柚子を植えられない理由はありますか。 そこへ植えなくて新しく農地を買わないといけない理由は確認されていますか。
議長	高田委員
高田委員	口頭で確認はしてはいませんが、外の所に植えたらどうですかとアドバイスはしました。 実際に色々な農地があります。 〇〇には何も植えていない遊休農地、道がついている農地がありますので、私も柚子を作っていますけど適地は何処かにあると感じました。 あの一番問題なのは第1号「全部効率要件」を満たしていないことです。 第4号「農作業常時従事」については私もずっと付いているわけではないの

	で、150日以上あるかもしれません。 第1号「全部効率要件」について満たしていないということで、本人にもその話はしまして、本人も納得したように私は感じています。
議 長	推進委員も何かご意見ありませんか。
松 岡 委 員	はい。
議 長	松岡委員。
松 岡 委 員	議席番号3番、松岡です。 この案件について担当委員がここまで調査した結果を報告してもらったのですが、我々区域外の委員では分かりかねないところもあるのですが、第1号、第4号について説明されましたけども、ちょっと合点がいかない。今回は判断するのが難しいと思います。 本人が農作業されて、皆に本当にやっているなと認めてもらって許可する方法もあるのではないかと思います。 以上です。
議 長	農業委員会として、この公の場で不許可とする方法と、もう一つは今日出た農業委員の異議を踏まえて、問題がないことを証明する手立てを講じて再度あげていただく選択肢もありますが。 どちらの方法をとるか採決したいと思います。 今回の総会で不許可とする方法に賛成の方、挙手をお願いします。
	(賛成多数)
議 長	はい、賛成多数ですので審議したいと思います。 議案第37号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位1番は申請されましたが、農業委員の挙手の結果、否決とすることで確認がとれましたので、この案件については否決とさせていただきます。 よろしいですか。
各 委 員	異議なし。
議 長	異議なしと認めます。 よって、議案第37号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位1番は、否決と決定させていただきます。
議 長	続いて順位2番について、中平勝則委員が欠席なため、事務局より説明願います。
事 務 局	失礼します。 中平勝則委員が欠席なため、事務局より説明します。 議案第37号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位2番について説明をします。
	【議案書に基づき、議案第37号 順位2番 説明】
事 務 局	2月19日に事務局2名、中平農業委員、二宮推進委員の計4名で現地調査

	<p>を行いました。</p> <p>続いて現地調査で確認しました内容を調査書に基づき報告をします。</p>
	<p>【調査書に基づき、議案第37号 順位2番 説明】</p>
事務局	<p>以上、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。</p> <p>ご審議のほどよろしく申し上げます。</p>
議長	<p>ただ今、事務局からの説明が終わりました。</p> <p>これより質疑討論を行います。</p> <p>ご意見ありませんか。</p>
	<p>(質問、意見等なし)</p>
議長	<p>はい、ご意見もないようですので採決いたします。</p> <p>議案第37号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位2番は申請のとおり許可することにご異議ございませんか。</p>
各委員	<p>異議なし。</p>
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第37号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位2番は、申請のとおり許可することと決定させていただきます。</p>
議長	<p>日程第3 議案第38号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。</p> <p>それでは順位1番について、高田洋一委員より説明願います。</p>
高田委員	<p>議席番号1番 高田です。</p> <p>議案第38号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、順位1番について説明をします。</p>
	<p>【議案書に基づき、議案第38号 順位1番 説明】</p>
高田委員	<p>貸渡人は〇〇に在住し遠方なため現地調査に立ち会うことができないため代理人を立ててもらいました。</p> <p>2月19日に代理人、借受人、事務局2名、私の計5名で現地調査を行いました。</p> <p>現地調査で確認した内容を調査書に基づき報告をします。</p>
	<p>【調査書に基づき、議案第38号 順位1番 説明】</p>
高田委員	<p>以上により、申請地は転用しても問題ないと考えます。</p> <p>ご審議の程よろしく申し上げます。</p>
議長	<p>ただ今、担当委員からの説明が終わりました。</p> <p>これより質疑討論を行います。</p> <p>ご意見ありませんか。</p>
	<p>(質問、意見等なし)</p>
議長	<p>はい、ご意見もないようですので採決いたします。</p>

	議案第38号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、順位1番は申請のとおり許可相当にすることにご異議ございませんか。
各 委 員	異議なし。
議 長	異議なしと認めます。 よって、議案第38号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、順位1番は、許可相当として県知事に意見を送付いたします。
議 長	続いて順位2番、3番について、有田亜佳委員が欠席なため、事務局より説明願います。 まず順位2番について説明願います。
事 務 局	失礼します。 有田亜佳委員が欠席なため、事務局より説明します。 議案第38号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、順位2番について説明をします。
	【議案書に基づき、議案第38号 順位2番 説明】
事 務 局	2月19日に譲渡人、譲受人、事務局2名、上甲推進委員の計5名で現地調査を行いました。 現地調査で確認した内容を調査書に基づき報告をします。
	【調査書に基づき、議案第38号 順位2番 説明】
事 務 局	以上により、申請地は転用しても問題ないと考えます。 ご審議の程よろしく願います。
議 長	ただ今、事務局からの説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。 ご意見ありませんか。
	(質問、意見等なし)
議 長	はい、ご意見もないようですので採決いたします。 議案第38号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、順位2番は申請のとおり許可相当にすることにご異議ございませんか。
各 委 員	異議なし。
議 長	異議なしと認めます。 よって、議案第38号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、順位2番は、許可相当として県知事に意見を送付いたします。
議 長	続いて順位3番について、同じく事務局より説明願います。
事 務 局	失礼します。 議案第38号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、順位3番について説明をします。
	【議案書に基づき、議案第38号 順位3番 説明】

事務局	2月19日に事務局2名、上甲推進委員の計3名で現地調査を行いました。 現地調査で確認した内容を調査書に基づき報告をします。
	【調査書に基づき、議案第38号 順位3番 説明】
事務局	以上により、申請地は転用しても問題ないと考えます。 ご審議の程よろしく申し上げます。
議長	ただ今、事務局からの説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。 ご意見ありませんか。
	(質問、意見等なし)
議長	はい、ご意見もないようですので採決いたします。 議案第38号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、順位3番は申請のとおり許可相当にすることにご異議ございませんか。
各委員	異議なし。
議長	異議なしと認めます。 よって、議案第38号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、 順位3番は、許可相当として県知事に意見を送付いたします。
議長	続いて順位4番について山本一人委員より説明願います。
山本委員	議席番号10番 山本です。 議案第38号「農地法第5条の規定による許可申請について」、順位4番について説明をします。
	【議案書に基づき、議案第38号 順位4番 説明】
山本委員	2月19日に譲渡人、譲受人、事務局2名、宇都宮推進委員、私の計6名で 現地調査を行いました。 現地調査で確認した内容を調査書に基づき報告をします。
	【調査書に基づき、議案第38号 順位4番 説明】
山本委員	以上により、申請地は転用しても問題ないと考えます。 ご審議の程よろしく申し上げます。
議長	ただ今、担当委員からの説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。 ご意見ありませんか。
	(質問、意見等なし)
議長	はい、ご意見もないようですので採決いたします。 議案第38号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、順位4番は申請のとおり許可相当にすることにご異議ございませんか。
各委員	異議なし。
議長	異議なしと認めます。

	よって、議案第38号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、順位4番は、許可相当として県知事に意見を送付いたします。
議 長	日程第4 議案第39号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による鬼北町農用地利用集積計画（案）の決定について」を議題といたします。順位1番から20番までを一括審議します。順位1番から20番まで事務局より説明願います。
事 務 局	それでは、本日差し替えしました議案書をご覧ください。町長から審議依頼のありました議案第39号について順位1番から順に読み上げて説明とさせていただきます。読み上げる項目につきましては順位の番号、貸人の大字名と氏名。借人の大字名と氏名、契約地の地番、地目、面積、備考欄といたします。
	【議案書に基づき、議案第39号 順位1番から20番 説明】
事 務 局	以上でございます。ご審議の程よろしく願いいたします。
議 長	ただ今、順位1番から20番の説明が終わりました。これより質疑討論を行います。ご意見ありませんか。
清 家 委 員	ちょっといいですか。
議 長	清家委員。
清 家 委 員	議席番号11番、清家です。順位6番の賃借料が利益の10%となっていて、この書き方はあまり見ないのですが純利益なのかどうか分からないですし、どれだけ採れたか証明ができないのですが、この書き方は認められるのですか。
議 長	事務局。
事 務 局	基本的に小作料は両者の合意のもとで行われているので、お米で払う人もいれば、お金で払う人もいます。実際決めていても、その年の出来具合で小作料が変わっていても両者が納得した支払いがされていると思いますので、はっきりしないことになるかも分かりませんが、両者が納得して押印されているので大丈夫だと考えています。
清 家 委 員	分かりました。
議 長	以前農業委員会で10a当たり30kgにしたらどうだ、60kgにしたらどうだとありましたが、あくまでも当事者同士契約であげてもらい審議するという事なので、そういう内容でよろしいですか。
清 家 委 員	はい。
議 長	他にご意見ありませんか。
二 宮 委 員	ちょっとかまいませんか。

議 長	二宮委員。
二 宮 委 員	議席番号5番、二宮です。 順位8番が賃借権1年となっているのですが、もし自分が借りるとしたら1年では何もできないと思うのですが。
議 長	事務局
事 務 局	先ほどの質問と同じ回答になるのですが、当事者同士で決めた期間になりますので、こちらとしても言い様がありません。 事務局としても、1年でいいのですか、もっと延ばせますよとは聞いてみたのですが、1年にしてくれと本人の要望でしたのでそのようにさせてもらってます。
二 宮 委 員	分かりました。
議 長	他にご意見ありませんか。
	(質問、意見等なし)
議 長	はい、ご意見もないようですので採決いたします。 議案第39号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による鬼北町農用地利用集積計画(案)の決定について」、順位1番から20番について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
各 委 員	異議なし。
議 長	異議なしと認めます。 よって、議案第39号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による鬼北町農用地利用集積計画(案)の決定について」、順位1番から20番につきましては、原案のとおり決定させていただきます。
議 長	なお、本日付けで、異議の無い旨決定したことを町長に通知します。
議 長	日程第5 議案第40号「平成30年春季農業機械利用料金の設定について」を議題といたします。 事務局より説明願います。
事 務 局	失礼します。 議案第40号「平成30年春季農業機械利用料金の設定について」を説明します。
	【議案書に基づき、議案第40号 説明】
事 務 局	以上で説明を終わります。
議 長	ただ今、事務局からの説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。 ご意見ありませんか。
山 本 委 員	はい。

議 長	山本委員。
山 本 委 員	議席番号10番、山本です。 今回の農業機械利用料金の設定ですが、水稻に特化されていると思うのですが、畑作の利用料金は今後作成することはありませんか。
議 長	事務局。
事 務 局	水稻の利用料金については標準を農業委員会で決めてもらえないかという要望が多くあがってきたことで始まったものだと思います。 今のところ農業委員会に畑作の利用料金を設定してくださいとは要望があがっていませんので、もし要望があがりましたら考えさせていただきます。
議 長	他にご意見ありませんか。
赤 松 委 員	ちょっといいですか。
議 長	赤松委員。
赤 松 委 員	推進委員の赤松です。 表の中に耐用年数がありますが、これは確定申告などに使う農業機械の法定耐用年数でしょうか。
議 長	事務局。
事 務 局	すいません。 すぐに回答することができませんので、調べて報告します。
議 長	事務局は次回総会までに調べて報告願います。
事 務 局	はい。
議 長	他にご意見ありませんか。
	(質問、意見等なし)
議 長	はい、ご意見もないようですので採決いたします。 議案第40号「平成30年春季農業機械利用料金の設定について」、原案のとおり設定することにご異議ございませんか。
各 委 員	異議なし。
議 長	異議なしと認めます。 よって、議案第40号「平成30年春季農業機械利用料金の設定について」、原案のとおり設定することといたします。
議 長	以上で本日の議案の審議は全て終了いたしました。 ご協力ありがとうございました。
議 長	以上で第8回鬼北町農業委員会総会を閉会いたします。
	議事録署名委員

	1 番
	2 番